おかやまUIJターン就職支援センター開設・運営に関する業務委託

仕様書(案)

令和3年4月

岡山市市民協働局市民協働部市民協働企画総務課

1 業務委託名

おかやまUIJターン就職支援センター開設・運営に関する業務委託

2 事業目的

本市においては、近年、東京圏(※1)や大阪圏(※2)への人口流出が進んでいる。そうした中、本市や国のアンケート調査結果から、移住希望者のニーズとして、「仕事探し・就職情報の提供」が高いことがわかった。そこで、移住希望者にきめ細やかな就職支援を行うため、移住希望者と求人企業等とのマッチングを図る常設の「おかやまUIJターン就職支援センター」(以下、「センター」という)を設置することとした。

なお、これまで本市は、移住定住促進事業を岡山連携中枢都市圏の圏域内の移住・定住の促進支援協約を結んでいる市町とともに行ってきた経緯があり、本事業はそれら市町のうち、6市町及び本市(※3)(以下、「岡山連中圏7市町」という)と合同で事業を行うものとし、移住希望者と岡山連中圏7市町内の求人企業等とのマッチングを図り、岡山連中圏7市町への移住の促進を図ることを目的とする。

- (※1)東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。
- (※2)大阪圏とは、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県をいう。
- (※3)岡山市、津山市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、久米南町を予定している。なお、岡山市以外の各市町は、契約日までの間に不参加となる場合がある。

3 支援対象

移住希望者のうち、岡山連中圏7市町にUIJターンを希望する岡山県外在住社会人及び学生(以下、「UIJターン希望者」という。)

4 センターに登録する求人企業等

企業等がセンターに求人登録を行うには、以下の(1)及び(2)の条件を必ず満たし、(3)または(4)の条件を満たす必要がある。なお、センターに求人登録を行った企業等を以下、「求人登録企業等」という。

- (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (3) 岡山連中圏7市町に本社・支社・事業所があり、将来にわたって岡山連中圏7市町で従事する求人を行っている又は行う予定であるもの。

(4) すでに岡山県マッチングサイト「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」に移住支援金対象企業として岡山連中圏7市町で従事する求人を掲載しているもの。ただし、移住支援金対象の求人をセンターに登録すること。

5 事業概要

UIJターン希望者と求人登録企業のマッチングを図る常設のセンターを東京 23区内及び大阪市内に開設し、UIJターン希望者の就職相談等に対応する。

また、主に大阪圏において岡山県出身学生数の多い大学と連携し、求人登録 企業等の情報提供や大学主催のイベントに参加したり、東京圏及び大阪圏にお いてセンター独自の就職イベントの開催を行う。

6 事業詳細

- (1) センターの設置
 - ア開設期間・開所日・時間
 - (ア) 開設期間

令和3年6月1日(火)から令和4年3月31日(木)まで

※ただし開設日については、契約日以降なるべく早い開設ができる ことが望ましく、遅くとも、令和3年6月1日(火)には開設するこ と。

(イ) 開所日・時間

開所時間は週40時間程度を目安とし、開所する曜日・時間については、UIJターン希望者が利用しやすく、効果的・効率的な日時とすること。なお、国民の祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は開所しなくてよい。

イ 設置場所

UIJターン希望者が利用しやすいよう、東京23区内、また大阪市内の それぞれ利便性の高い場所(公共交通機関の最寄り駅から徒歩10分以 内又はこれに準ずる場所)で、かつ通行人の目につきやすい場所にセンタ ーを設置する。

センター設置に当たり新たに賃貸借契約等を第三者と締結するか、提 案者が占有するビル等のスペースを活用するのかは問わない。また、提案 者が設置する既存の施設等が本事業の遂行に妨げにならない限りにおい ては、本事業と共有することも可とする。

初めてセンターを訪れた人にもセンターの場所がすぐに分かるよう、 看板の設置をする等の工夫を行う。

ウ業務従事者

「7 業務の目標」を考慮の上、以下の人員を業務実施に当たり必要な人数配置し、センターの運営等を行う。

また、人員配置に当たっては、業務や人員を管理する統括者を配置し、 本市担当者と連絡を密にし、事業全体の管理をすること。

(ア) キャリアカウンセラー

センターの利用者に対してキャリアカウンセリングを行うとともに、 求人登録企業等の求人情報等を提供し、職業紹介を行う。

キャリアカウンセラーは、キャリア・コンサルティング技能士、産業カウンセラーその他これに準ずる資格の有資格者又は人事・労務担当者として人事採用を行った実務経験等を3年以上有する者のいずれかであること。

ただし、東京センターには1名以上、キャリア・コンサルティング技能士その他これに準ずる資格の有資格者を配置すること。

大阪センターにはキャリア・コンサルティング技能士その他これに準ずる資格の有資格者を可能な限り配置することが望ましいが、東京センターと常時オンラインで繋ぐ等の方法による対応も可とする。

(イ) 企業開拓員

「4 センターに登録する求人企業等」を考慮の上、企業等を開拓するとともに、キャリアカウンセラーとの連携を密にし、UIJターン希望者と求人企業等のマッチングを推進する。

エ センターに設けるブース等

事業を効果的に実施するため、センターには以下のブースやスペースを設けるものとし、また必要に応じて事務スペースや受付スペース等を設置する。なお、センターのブース等はなるべく同一敷地内に設置することが望ましいが、利用者の利便性が損なわれないのであれば、隣接の設置も可とする。

- (ア) 就職相談ブース(利用者の個人情報が守られるよう特段の配慮をすること)
- (イ) 情報提供コーナー(求人登録企業等の情報や岡山連中圏7市町等の 移住のための暮らしに関する情報を提供)
- オ ブースの設置や備品の調達、光熱水費などの負担

備品の調達、設置及び撤去のほか、光熱水費及び電話料金等の事業に係る経費は、一切受託者の負担とする。

(2) センターの取組み

ア 就職相談

(ア) 利用者の受付

センターの利用を希望するUIJターン希望者の応対や利用案内を行う。利用受付は電話、メール及びWEB等からの申込も可能とすること。

(イ) 個別キャリアカウンセリング

求人登録企業等への就職を希望するUIJターン希望者に対して、個別キャリアカウンセリング(自己理解支援、就職意識の向上、雇用労働市場の情報提供、履歴書・エントリーシートの作成指導等)を行うとともに、開拓した求人登録企業等の求人情報を提供し、職業紹介を行い双方のマッチングを支援する。

また、求人登録企業等での就職に向けて個別支援を行うことになった UIJターン希望者については、支援プランを策定して対応することとす る。支援プランに基づくキャリアカウンセリング内容は記録し、支援内容 を【6-(7)-ア】に基づいて定期報告すること。

なお、東京圏・大阪圏以外に居住しており、センターへの訪問が難しい UIJターン希望者に対しても電話、メール及びWEB等の手段を用いて 積極的に支援をすること。

(ウ) スカウト型求人用の求職者情報作成支援

希望者に対しては、スカウト型求人用の求職者情報(プロフィール)作成を行うとともに、求人登録企業等ヘリストを提供する。

また、求人登録企業等から求職者へスカウトが来た際には連絡調整を 行い、双方のマッチングを支援する。

なお、プロフィールには写真及び氏名は掲載しないこととし、学歴・職 歴・年齢・保有資格・希望業界・希望職種等の情報を公開することとす る。

イ 企業開拓

「4 センターに登録する求人企業等」を考慮の上、求人企業等を業種・職種等問わず幅広く開拓し、求人情報を収集し、センターに求人の登録をする。

なお、岡山市の企業の開拓のみならず、岡山市以外の岡山連中圏7市町 の企業の開拓も積極的に行う。

企業開拓の際には、移住支援金対象となる可能性のある求人企業等に対して、移住支援金対象企業に登録することを促し、対象企業として登録する方法を伝える。

登録した企業等に対しては、登録後も密に連絡を取るなどし、ニーズ把握に努めること。

ウ 情報提供コーナーにおける情報発信等

企業開拓で得た企業情報や岡山連中圏7市町が提供する関連情報につ

いては、センター利用者への職業紹介に活用するほか、イベントなどを通じて情報提供をしたり、またセンター内に設置した情報提供コーナーに掲示等を行うなど定期的に情報発信する。

情報発信に当たっては以下のことに注意すること。

- (ア) 岡山市のみならず、岡山市以外の岡山連中圏7市町の情報発信も積極的に行うこと。
- (イ)利用者の関心を惹きやすい企業等をピックアップして掲示する等、 利用者が情報に触れやすい工夫をすること。
- (ウ) 企業情報だけでなく、岡山連中圏7市町での暮らしをイメージできるよう、生活に関する情報も併せて提供すること。本市の求めに応じて、岡山連中圏7市町以外の岡山連携中枢都市圏の圏域内の移住・定住の促進支援協約を結んでいる市町の生活に関する情報も併せて提供すること。

エ イベントの開催

センター主催のイベントを東京と大阪で少なくとも8回、開催する。 イベントの内容は、例えば、合同企業説明会、就職に役立つセミナー、求人 登録企業等の交流会などが想定されるが、それらイベントと同等若しくは それ以上の効果が得られると思われるイベントを開催すること。

なお、「7 業務の目標」を達成するためのイベントの開催であり、そのための内容となるよう十分に創意工夫をこらすこと。

また、開催に当たっては以下のことに注意すること。

- (ア) UIJターン希望者が来場しやすい会場(例えば、学生や社会人に広く 認知されている会場)を確保するとともに、開催当日はイベントが円 滑に行われるよう、全体の運営を行うこと。
- (イ) 求人登録企業等が参加する場合は、特定の業種に偏ることなく幅広い求人企業等を対象とすること。
- (ウ) イベントの開催に必要となる会場料や備品等の経費については、受 託者の負担とすること。
- (エ) 対面でのイベントを想定しているが、新型コロナウイルス感染症対策に十分注意を払ったうえで行うこと。緊急事態宣言の発令などにより、やむをえず対面でのイベントが困難な場合には、オンラインでのイベントの実施を行うこと。

オ 大学との連携

センターに岡山県外在住学生を誘導するとともに、事業に理解を示す大学を訪問し、学生のUIJターン就職に関する連携を図る。

本業務における訪問とは、大学のキャリア支援センター等を受託事業者

のスタッフが直接訪問し、大学側の担当者と面談のうえ、大学の要望をヒ アリングしたり、連携内容を提案したりすることを指す。また、訪問時には 大学主催の就職イベントにセンターが参加できるよう大学側の担当者に働 きかけること。

新型コロナウイルス感染症対策のため、直接訪問することが難しい場合には、オンラインを活用した面談・ヒアリングも可とする。大学との連携内容、訪問内容は具体的に【6-(7)-ア】に基づいて定期報告すること。

カ 大学のキャリア支援センター等を通じた学生への情報提供

センターで行う就職支援活動やイベント、求人登録企業等の求人等を定期的に提供し、学生へ当該情報を周知してもらうことで、センターへ学生を誘導する。

キ 本市の交通費補助制度の周知等

本市の企業等の面接を受ける方に対し、「岡山市UIJターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、交通費の補助支給を実施するため、制度の周知、問い合わせ及び書類受付等を行う。

(ア) 制度の周知

本市にUIJターンを希望する岡山県外在住者、本市に本社・支社・事業所がある企業等及び連携大学等に対して交通費補助制度を周知していくこと。

(イ) 問い合わせ対応

交通費補助制度の利用等における問い合わせに対応すること。

(ウ) 書類受付

申請者から申請書等の書類を受け取り次第、速やかに本市へ提出 すること。なお、書類に不備等がある場合は、直接申請者とやり取りし 修正対応を行っていくこと。

ク 本市以外の岡山連中圏7市町の交通費補助制度の周知等

津山市及び久米南町においても、【6-(2)-キ】で記載した本市の交通費補助制度に類似した制度があり、【6-(2)-キ】と同様の対応を行うこと。

ケ 他事業との連携

(ア) 岡山連中圏7市町の移住相談事業

【6-(2)-ア】の就職相談の過程において就職以外の移住全般に関する相談があった場合、また【6-(2)-ウ】の情報コーナーに設置された生活に関する情報に質問があった場合には、必要に応じて、岡山連中圏7市町の移住担当職員にオンラインや電話で繋ぐこと。

(イ) 岡山市主催のオンライン移住相談会

令和3年度に3回開催予定のオンライン移住相談会に委託者の要望に 応じて参加すること。

(ウ) ふるさと回帰支援センター及び大阪ふるさと暮らし情報センター等 との連携

ふるさと回帰支援センター及び大阪ふるさと暮らし情報センター等と 情報交換をする等連携を図ること。その際、個人情報が漏洩すること のないように注意すること。

(3) 広報

ア ホームページの作成

UIJターン希望者や岡山県外からの採用を希望する岡山連中圏7市町の求人企業等に対し、センター、イベント及び交通費補助制度の周知、またそれらの利用促進をするため、ホームページを本市と協議の上作成する。ホームページ作成に当たっては、JIS規格(JIS X 8341-3:2016)等級AA以上の準拠を目指し、適宜規格準拠の確認を行い、本市に報告することを遵守すること。

イ WEB広告及びSNS発信

最新のデジタルマーケティングの手法を用いてWEB広告やSNS発信するなど効果的な広報を通年で実施すること。

(4) 独自提案

【6-(2)及び(3)】の事業以外に、「7 業務の目標」を達成することができる事業を提案すること。

例えば、就職相談のみならず、移住先の暮らし全般に対する相談にもワンストップで対応できる仕組みづくりなど、広く自由な発想で「岡山連中圏7市町への移住の促進」の目的を達成する提案をすること。

(5) 事業参加者に対するアンケート調査

ア アンケート作成と実施

センターの利便性の向上やセンター主催イベントの充実を図るため、センター利用者及びセンター主催イベントの参加者に対して、アンケートを作成し実施する。アンケートの項目及び内容は事前に本市と協議のうえ決定する。

イ アンケート結果の集計・分析

アンケート結果について、集計・分析を行う。なお、集計・分析項目については、本市と協議のうえ決定する。

ウ アンケート結果の報告

センター利用者へのアンケートは、年度末に報告する。

センター主催イベントの参加者へのアンケートは、イベント後1か月を目途に報告する。

(6) 事業計画書作成

委託契約締結後、速やかに業務ごとの実施スケジュールを含めた業務計画書を作成し、提出すること。

(7) 事業の進捗状況等報告

ア 定期報告

受託者は毎月5日を目途に前月分の実績報告書を作成し、本市へ報告すること。ただし、令和4年3月分については令和4年3月31日までに本市へ報告すること。

報告内容は以下を想定している。

登録企業件数、内定件数及び就職件数は、岡山連中圏7市町別に報告すること。その他の詳細及び様式については、本市と協議のうえ決定する。

(ア) 月次報告書

登録者数、登録企業数、個別キャリアカウンセリング件数、内定件数、 就職決定件数、大学訪問件数など

- (イ) 登録者別キャリアカウンセリング内容及びマッチング結果
- (ウ) 大学別訪問内容
- (工)企業別開拓内容
- (才) 交通費補助申請件数
- (力) 広報活動内容

イ その他事項の報告

本市は必要に応じて事業の実施状況について、受託者に報告を求めることができる。

(8) 実施報告書の作成

業務完了後、【6-(7)-ア】の報告に基づいた実施報告書を作成し、令和4年3月31日までに書面及び電子データで本市に提出すること。

目標が達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。なお、報告内容及びその書式については、本市と協議のうえ決定する。

(9) 次年度事業への引継ぎ

登録者と求人登録企業等の情報に関しては、利便性を損なわないよう必要な措置を講じ【10-(3)及び(4)】に配慮しつつ、令和4年度当該事業受託事業者に対して円滑な情報移管を実施すること。

7 業務の目標

就職決定件数 30件 センター登録企業数 220社 センター登録者数 300人

8 企画提案事項

- (1) 本事業目的の理解及び提案の基本的な考え方
- (2) センターの設置
 - ア 開設日、開所する曜日及び時間
 - イ 東京及び大阪のセンターの設置場所 ただし、設置場所が確定できない場合、設置が見込まれる場所を数か所 提案することも可とする。
 - ウ 業務従事者

東京及び大阪センターの業務従事者の人数、経歴、各人員に対する専任・兼 任の別など

- エ 東京及び大阪センターに設けるブース 東京及び大阪センターのレイアウト等 センターの設置場所が確定できない場合、設置が見込まれる場所ごとにレ イアウト等を提案すること。
- (3) センターの取組み以下の内容を具体的に記載すること。
 - ア 就職相談

センター登録者数、内定件数、就職決定件数、及び以下のセンター利用者に対する岡山連中圏7市町での就職に向けての個別支援方法・内容、企業等とのマッチング方法・内容など

- (ア) センター訪問が可能なUIJターン希望者
- (イ) センター訪問が難しいUIJターン希望者
- イ 企業開拓

幅広い企業等の開拓方法、業種別の開拓見込み数及び登録企業数など

- ウ 社会人に対するUIJターンの促進のための事業内容
 - (ア) 社会人向けのイベントの開催 センター主催イベントの開催地、開催回数、開催日時、集客目標数、内容、運営体制など

(イ)イベント以外の社会人に対するアプローチの方法

- エ 学生に対するUIJターンの促進のための事業内容
 - (ア) 学生向けのイベントの開催 センター主催イベントの開催地、開催回数、開催日時、集客目標数、内 容、運営体制
 - (イ) 大学との連携 訪問する大学を選んだ理由、訪問時期、回数など
 - (ウ) 大学のキャリア就職センター等を通じた学生への情報提供

センターで行う就職支援活動やイベント、求人登録企業等の求人等の情報を学生に周知する方法、時期など

(4) 広報

ホームページの内容、WEB広告及びSNS発信などを利用したセンターの利用促進のための効果的な広報内容など

(5) 独自提案

創意工夫をこらした独自の事業提案

- (6) 類似事業の実施経験数及びその実績内容(平成27年度以降)
- (7) 事業全体に関わる運営体制等
 - (ア) 事業の責任者及び各センターの運営スタッフの配置、各センターの位置づけなど事業全体の運営体制
 - (イ) 業務ごとの実施スケジュールを含めた年間業務計画
 - (ウ) 情報セキュリティ対策
- (8) 事業実施に係る経費

9 事業実施における前提条件

- (1) 本事業の実施に当たっては、有料職業紹介事業者の登録事業者による実施 を前提とするが、本業務により提供するサービスは、無料サービスであり、求 人登録企業等やセンター利用者に金銭的負担をさせないこと。
- (2) 他の事業者への再委託が必要な場合は、再委託の範囲及び再委託先の事業者を明確にし、提案すること。
- (3) 有料職業紹介事業者については、センター開設日までに、センターにおいて 全職種(港湾運送業務と建設業務を除く)の有料職業紹介を実施できる体制 を整えること。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく 他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

【6-(8)】の実施報告書とは別に、業務報告書を作成すること。業務報告書には、登録者数・登録者の本事業を知った認知経路・内定率・就職率・就職先企業・利用者満足度・各イベント内容などを盛り込むこととする。詳細については受託後に本市と調整することとする。

- イ 企業開拓リスト
- ウ アンケート結果の集計 アンケート調査の集計を行い、電子データ(エクセルファイル)で提出すること。
- (3) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては次の関係法令等を遵守し、公正適正な業務を行うこと。

- ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- イ 岡山市契約規則
- ウ 岡山市個人情報保護条例
- 工 岡山市補助金等交付規則
- オ 岡山市UIJターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱
- カ その他関係法令
- (4) 個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市個人情報保護条例(平成 12年市条例第34号)」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、 業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者 に漏らしたりしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。
 - イ 受託者は、受託情報を保護するため、本市と岡山市個人情報保護条例に 基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければ ならない。
 - ウ 受託者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産を取り扱う全ての従事者(再委託先等も含む)の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

11 損害の賠償

本事業遂行中に受託者が本市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を書面により報告し、本市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

12 その他

(1) 本事業を遂行する際、新型コロナウイルス感染を防止するため、「三密」を防

止した環境を整えるとともに、参加者に対して手指の消毒の徹底及びマスク着 用を指導する等、最大限の配慮を行うこと。

下記、厚生労働省のホームページを参照するとともに、感染防止に向けて、本市と協議をしながら事業を運営していくこととする。

【厚生労働省:新型コロナウイルス感染症ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001 64708 00001.html#kokumin

- (2) 本事業は、国の交付金を活用して実施する場合がある。また、その場合国の 交付金に関する要綱や要領を遵守すること。
- (3) 事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。使用経費の内訳、センターに関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類は、本市の求めに応じて随時提出すること。
- (4) 本市は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (5) 企画提案書の一部について、より適切な事業運営とし、他の本市事業との連携を図るため、本市と受託者の双方協議のうえ、変更することがあるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (7) 本市主催事業に関しての周知等に協力すること。協力内容については随時、 委託者・受託者双方協議の上決定する。
- (8) 本事業は本市市議会において令和3年度予算案が可決された場合に執行する。

13 本件に係る問い合わせ先

岡山市 市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課 移住定住支援室担当:小野田(電話086-803-1335)